

開催日時 令和元年8月6日（火）午前10:00～12:00

開催場所 堺市総合福祉会館 5階 第1研修室

出席委員 井村委員 幸家委員 中西委員 西田委員 三田委員（進行役） 森田委員
渡邊委員（名簿順）

欠席委員 なし

傍聴者 なし

1. 関係機関・団体への意見聴取による主な意見

（資料1、追加資料等について事務局より説明）

〔補足事項〕

- ・前回、地域包括支援センターの実績の提示が求められたことを受けて、追加資料を配付した。平成30年度は29年度と比較して本人および関係機関からの件数が減っており、関係機関では最も大きな割合を占めるケアマネジャーと地域包括支援センター間の件数が減っている。内容別では介護保険に関するものが最も多く、次いで権利擁護に関するものである。
- ・再犯防止に関連して、犯罪傾向の分析をすべきというご意見もいただき、大阪矯正管区と調整を行いデータをいただいたので、今後、あらためてお示しして、ご意見をいただきたい。
- ・資料1は、関係機関・団体への意見聴取による主なご意見を、前回の委員会で説明した8つの課題にあわせて整理したものである。

（委員）

地域包括支援センターの相談件数の減少率は区ごとにバラツキがあるが、区の特徴や減少の理由などの分析を行っているのか。

（事務局）

減少理由は言いがたく、区別の詳細な分析は行っていない。

（委員）

データには意味があると思うので、原因は分析してほしいと思う。

（委員）

地域包括支援センターへのケアマネジャーからの相談件数が減っているのは、これまでは、本来は居宅介護支援事業所のなかで管理者がすべきことを、地域包括支援センターに頼っていたケースが多かったが、制度が変わって主任ケアマネジャーが必置となり、スーパービジョンをしっかりと行うようになったためではないかと思う。ただし、全体の件数は減っているが、権利擁護に関する相談が3万件もあり、なかなか終結しないケースが多いので、件数が減って地域包括支援センターの業務が楽になったということではないことは、理解してほしい。一方、区によって減少率に差があることは、理由を確認した方がよいと思う。

（委員）

他区の状況を知る機会は少なく、比較することもないので、一堂に会して各々のやり方などを確認できる機会があるとよいと思う。

（委員）

課題⑦に、障害のケースではキーパーソンがいる間に成年後見制度の話をすすめることが難しいと書かれているが、もう少し詳しく説明してほしい。

（事務局）

親が中心になって支援を行っているケースでは、「自分（親）がいるのでまだ大丈夫」ということで、利用につながりにくい。

（委員）

そのようなケースでは、日常生活自立支援事業やその他の制度からのアプローチは行うのか。

（事務局）

キーパーソンとの話しあいによるが、その人にとって望ましいかたちは千差万別であり、制度を使うことが望ましい場合も、そうでない場合もある。

(委員)

いろいろな方策があると思うので、行政としてどう関わっていきけるかまで突っ込んでいく必要があり、「難しい」で終わってはいは意味がない。

(委員)

障害のケースでは「親が頑張らなければ」という意識が根づいていることも、そうした状況に影響していると思われ、親が成年後見制度を知るプロセスが、まだ弱い部分があると思う。障害分野では、特に当事者団体には「権利擁護＝成年後見制度をすすめること」という流れがあり、国も障害者権利条約の進捗状況について「成年後見制度が少しずつ伸びている」と国連に報告しているなどの現状に対して、「それでよいか」という思いがある。成年後見は権利擁護のひとつの方法として大事かもしれないが、その前に、親がSOSを出せなかったり、騙されてしまうことなどへの身近な権利擁護のしくみが十分ではないことなども意識する必要があり、成年後見制度をすすめるだけが権利擁護ではないということを、あえて言いたい。

(委員)

課題⑧で、薬物依存についての「ダメ、ゼッタイ」というスローガンのことが書かれている。ともすると覚醒剤をするのは反社会的でダメな人で、自己責任だと突き放してしまいがちだが、実務家の立場でみると、辛い現実から逃げるためなど、覚醒剤を使わざるを得ない心理的な背景が必ずある。しかし、そうしたことは市民の方には理解していただけていないので、もっと突っ込んだ広報や啓発が必要だと感じた。また、自助団体の協力を得た支援は非常に大事だが、医療的な処置が必要な人もいる。大阪刑務所は覚醒剤事件が多く、高い確率で後遺症治療のための投薬を受けているが、医療的なフォローが十分になされる体制が地域にあるのか。対応できる医療機関が少ないのではないかという気がしているので、情報があれば聞きたい。

(委員)

医療や福祉の支援が必要な入所者と支援機関の出会いや、出所にあたっての面談などは行っているのか。また、現実に適切などころとつながらないということか。

(委員)

医療や福祉の支援が必要な人には個別の対応を行っているが、投薬だけでなく、精神的な治療などができる必要がある。

(事務局)

府内には、大阪精神医療センターが入院も含めた依存症の専門医療機関としてある。市内では、解毒の治療は多くの医療機関でやっているが、依存症の回復プログラムを行っているところはない。薬物依存は心理教育のプログラムを受けないと治りにくいと言われており、こころの健康センターで実施している。そのなかで自助団体にも関与していただけており、やめている人の話を聞くことが非常に有効だということは、立証されていると思っている。

(委員)

こころの健康センターが刑務所に行って、回復プログラムのことを伝えることは難しいか。

(事務局)

刑務所に入っていくことは難しいが、保護観察中の人に対して保護観察官と回復プログラムを共有し、出所後はこころの健康センターが引き継いで支援する再使用防止の取り組みが今後の流れであり、実際に受け入れている。

(委員)

この懇話会は、いろいろなところの取り組みをつなげて全体的に機能させていくことが大きな目的だと思う。こころの健康センターは保護観察官とは密に連絡を取っているのか。

(事務局)

現在も連絡を取っている。

(委員)

そうした取り組みについて、保護司の方は知っているか。

(委員)

保護観察中の人の回復プログラムの状況や内容は、保護観察所からも説明を受けて把握している。再犯防止推進法は保護司としても非常に大きな命題であり、先日、堺区の全中学校の校長、教頭、指導主事の先生に集まっていただき、地域福祉計画の進捗状況について市から話をしてもらった。更生保護女性会の合同研修会でも保護観察所堺支部から話をさせていただき、更生保護ボランティアの連携などについて勉強した。いろいろな話を聞くことで保護司も大きな刺激を受けており、各区の更生保護サポートセンターの機能についても、防犯も含めたあり方を考えていく必要があると思っている。

(委員)

福祉職が心のケアまで手を出せるかということや、更生保護サポートセンターと福祉や医療の専門職がどのようにつながるかなども、大事になってくると思った。

(委員)

再犯防止に関して、報道やインターネットに犯罪歴が出ることで就職等の社会復帰が難しくなっているのではないかと感じているが、そうしたことも課題としてサポートしていかなければいけないのではないかと。また、そうしたことができるのかを教えてください。

(委員)

大きな犯罪はマスコミなどで取り上げられるので、当事者にとってマイナスな部分が出てくるが、過ちを本当に悔いる人は地域のなかで受け入れる体制をつくっていかなければいけないということが、いちばん大きな課題だと考えている。就労については協力雇用主の制度があり、前回の委員会ではあまり機能していないという話も出ていたが、保護観察所もかなり動いてくれており、今後の活動状況や内容についてのアンケートの結果も出ている。そうしたことを積み重ねていくことで、保護観察処分を受けた人や刑務所を出た人の利用もすすむのではないかと。そのためにも、協力雇用主と保護司等の更生保護ボランティアの連携をさらにすすめるという方向で、取り組みが行われている。

(委員)

課題①に日常生活圏域コーディネーターのことが、また、課題③C SWのことが書かれているが、現状としてこれらがどのようにになっているかを確認したい。

(事務局)

従前は社会福祉協議会の区事務所にC SWとコミュニティワーカーを1名ずつ配置していたが、介護保険制度の改正で生活支援コーディネーターができたことをふまえ、堺市ではこれらの3つの役割をもった人を日常生活圏域コーディネーターとして、社会福祉協議会の各区事務所に配置している。日常生活圏域コーディネーターは、ゴミ屋敷などの制度の狭間にある人の個別ケースに対応するとともに、団体や企業などの地域のさまざまな主体のニーズに応えた場づくりなどに取り組んでいる。

(委員)

日常生活圏域コーディネーターの配置状況はどうなっているか。

(事務局)

各区に順次配置しており、西区と美原区にはまだ配置できていないが、基本的には地域包括支援センターの圏域ごとに置くことにしており、地域包括支援センターと調整しながら取り組みをすすめている。

(委員)

課題②の身近な相談窓口では、ケアマネジャーの役割が大きくなってきているのではないかと。特に、主任ケアマネジャーは研修も受けて、成年後見制度への理解も求められている。課題⑦で、意思能力がある人の成年後見制度の利用がすすまないとされているが、今年の4月から、家庭裁判所への申立の際には医師が「本人情報シート」も見て判断することになり、ケアマネジャー等の支援者の成年後見制度への理解がますます必要になっている。また、成年後見制度だけを捉えると「まだ必要ない」という話になるが、昨年度のアンケート調査では、3割以上の方が任意後見を知っているという結果が示されており、今後のこととして任意後見や遺言、死後

事務などの相談があったときに適切な機関につなげるように、知識をもってもらえるとよい。成年後見制度利用促進法でマッチングの話が出ているが、任意後見は自分が後見人を選ぶので、本人の意思を尊重するという意味ではいちばんよい。こうしたことをふまえ、補助や保佐の利用の促進とともに、任意後見についても説明できるしくみをつくっておく必要があると思う。

2. 懇話会意見・アンケート調査結果等による現状・課題と次期計画で検討すべき重点項目の例 (資料2、追加資料について事務局より説明)

[補足事項]

- ・資料2は、懇話会でのご意見やアンケート調査の結果を整理し、次期計画において重点項目として取り組むことが望ましいと思われることの例を示したもので、本分野別会議では、課題①、課題⑦、課題⑧を中心にご議論いただきたい。なお、課題⑦は「権利擁護」という視点で整理しており、成年後見制度は、そのひとつのメニューとして有効な手段として、幅広い視点での権利擁護とともに記載している。
- ・追加資料は、成年後見制度の利用促進について、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容として国の手引きで示された事項と堺市の状況や課題をふまえ、本日ご議論いただきたい点を整理したものである。

(委員)

成年後見制度での被後見人と後見人のマッチングは事案によってバラバラだが、堺市ではご本人の居住地区、年齢、性別などと、市民後見人養成講座受講者の性格なども加味しながら、ていねいに行っている。本来、このようにすべきだと思っているが、件数が増加した場合、この方法でできるのか。また、現在は私たちが市民後見人養成講座から関わって受任調整も行っているが、これらが別になると、市民後見人の特性を見てマッチングすることは難しくなると思う。専門職後見人のマッチングも、地域やご本人の希望などに応じるように、三士会とさらに密に連携するとともに、選任する家庭裁判所とも、そうしたことも含めた情報共有が必要になると思う。

(委員)

市民後見人の受任者調整で、これまでに問題になった点や改善すべき点はあるか。

(事務局)

市民後見の受任者調整は累計で29件である。調整時に関係者で情報をどこまで共有して議論できるかが重要であり、これまではある程度の時間をかけて取り組めたことが強みだと思っているが、今後、市長申立のすべて、あるいは、さらに広げてマッチングを実施する場合に対応できるかが課題である。他市では、申立資料をもとにどのような職種の後見人が適切かを議論し、各会で候補者を選定するしくみと聞いているが、そうした方法などで現在のようにていねいな対応ができるかを、担当者として懸念している。

(委員)

権利擁護サポートセンターで取り組むべき事項が議論すべき点としてあげられているが、センターのスタッフが増えていくという前提で議論するのか。

(事務局)

事務局も現在のままがよいとは思ってはおらず、人員増に向けて調整を行っているが、財政事情もあり、現行体制の場合と、増員が図れた場合の両面でご議論いただけるとありがたい。

(委員)

私も権利擁護サポートセンターに運営委員として関わっているが、今の体制のままでは厳しい。よくここまでやってきたが、人員的に増やしていかないと、より機能することはできない。また、協議会での多職種の連携については、年1回ぐらい開催していろいろな人が出てくるものにするという考え方もあるが、いろいろな検討を行う場にするのであれば、それほど広げなくてもよく、いろいろなところが協議会につながって、いつでも連絡が取れる体制ができていることが大事である。

中核機関の4つの機能のなかに記載されている「後見人の不正防止」について、障害者が成年後見制度を使う場合は長い期間になることが多いなかで、言いにくいことだが後見人の質に問題があり、福祉の側からみて支援の方法がまずいのではないかと思っても、後見人とコミュニケーションが取れないことがある。こうしたことはご本人やご家族からは言いにくく、福祉関係者も遠慮してしまう面があるので、そういうときに相談できる窓口を、中核機関に設けてほしいと思っている。

(委員)

権利擁護サポートセンターは、すでに実質的な中核機関としての活動を先行して行っていると思っている。当初はセンターの職員が直接支援を行っていたが、役割分担の議論もしてきて、現在は支援チームを形成するためのコーディネートや助言、サポート、スーパーバイズなどの機能を発揮している。今後もそうした役割分担ですすめていくのが適切だと思うので、それを意識して中核機関として位置づけるのはよいが、体制の問題も考えていく必要がある。また、後見人への支援や不正防止、苦情対応などの、後見人を選任した後のサポートはどこもできていないので、それらもできればよいと思う。現在は、一旦、後見人が選ばれるとずっと続けていくのが原則になっているが、某市では、当初は課題に対応するために専門職が後見人になるが、半年～1年後に市民後見人へのリレーを検討すべきといった意見も付して申立をしている。後見人もチームの一員として関わり続けるという発想が必要であり、そうした全体のコーディネートやサポートをするのは中核機関だと思う。

(委員)

堺市は、市民後見人へのリレーを大阪府内で早くから行っている。また、市民後見人の名前をあげて申立をすることも、今年度からでも検討できると思う。権利擁護サポートセンターでは親族後見人への支援も行っているが、啓発や広報が不足しているためか、それほど件数があがっていないので、相談会などを行って、大々的に広報してもよいのではないか。権利擁護サポートセンターは関係機関がつなぐところで、市民が直接来るところではないという認識があるので、市民には何をするとどこかわからないことが問題だと思っている。機関間のすみ分けとして、今後もセンターは市民からのアクセスを受けない方向でいくのか、あるいは、市民の窓口にもなるのかななどを、体制の見込みもふまえて整理する必要があると思う。

(委員)

権利擁護サポートセンターに市民が来てはいけないということはないが、ワンストップの窓口にするとスタッフが100人いても足りない。市民への対応は、困っている人にいちばん近い機関などがどういう動きをするかにかかっており、「権利擁護サポートセンターだけが権利擁護機関ではない」ということで、各機関が一致して動けるとよいと考えている。

(委員)

資料2の課題③に書かれている「区役所の保健福祉総合相談機能の強化」は、具体的にどのようなイメージなのか。資料1にも書かれているように、すべてワンストップで対応する窓口は難しいので、いろいろな専門部署がチームとして連携して関わるイメージが大切であり、それを全体としてとりまとめる統括役は必要だと思う。

(事務局)

ヒアリングでは、包括的な相談窓口をつくっても縦割りが1つ増えるだけというご意見もあった。社会福祉法の改正に位置づけられた包括的な相談支援体制を構築する必要があり、行政権限をもつ保健福祉総合センターが縦割りを克服するよう、どの部署に相談してもつながるしくみをつくる必要があると考えている。どこに相談すればよいかわからない人には、包括的な相談窓口をつくるとわかりやすくなるが、縦割りが増える可能性があり、横串を刺すという意味で、各種相談窓口や関係機関等の連携によるしくみづくりの2点を、重点項目の例で列挙している。

(委員)

市民にとっては、窓口が1つの方がわかりやすいと思う。しかし、その人が抱えている課題は1つではないので、いろいろな部署が継続的に関わり続ける必要があり、支援全体のコーデ

ィネートやパーソナルサポートを行う役割のところがあるとよいと思った。

(委員)

成年後見の協議会について、権利擁護サポートセンター運営委員会が一定の代替機能を実施していると書かれているが、具体的にはどのような状況か。

(事務局)

協議会に期待される地域課題の検討・調整・解決機能については、運営委員会がいろいろな機関等の課題を共有したり議論する場となっており、継続することが適切だと考えている。現在は専門機関として三士会やNPO法人に入っていただくとともに行政機関等も参画している。他市では銀行協会などのかなり幅広い機関が入って課題を認識していただく取り組みをしており、民生委員児童委員協議会などの地域の方や家族会などの当事者にも入っていただいているが、連携強化を中心に考えるのであれば専門職にコミットいただくことが重要であり、協議会の方向性によって変わってくると思っている。また、家庭裁判所との情報交換・調整機能については、協議会に入っていただくか、協議の機会をもつしくみが必要だと考えている。

(委員)

権利擁護サポートセンターには、いつもお世話になっている。日常生活自立支援事業も、利用できるまでに時間がかかるので高齢の利用者には選択肢から外すことも現実に起きており、体制の問題なども検討してほしい。

課題①の情報を的確に伝えるしくみづくりについて、昨年台風のときに地域の人から問い合わせが多くあり、災害に対する意識や備えが増していると感じた。これは、民生委員や自治会と地域包括支援センター等がつながって、地域をよくしたり災害に備えるとともに、情報を適切に伝えることにも関係してくると思うので、年に1回でも地域の団体が集まって、課題を集約できる場があるとよい。他市では計画的にやっているところもある。堺市では地域ケア会議で圏域の課題はある程度出ており、それを区に上げるしくみになっているが、課題は地域によって違い、区に集めると薄まってしまうので、圏域でコアにつながっていくしくみがあるとよいと思う。

(委員)

後見人のマッチングが重要なのは絶対的なことであり、とても大切である。一方、万が一にも被後見人の方に不利益があってはいけないが、後見人の活動をモニタリングするシステムはあるのか。市民後見人を支えるしくみはあるということだが、支援を受けることに消極的な後見人などもいるのではないか。

(事務局)

市民後見人への支援は、弁護士会や司法書士会等にもご協力いただいて専門相談を行っている。被後見人の不利益の観点でのお答えは難しいが、さきほどの中西委員のご意見をふまえ、被後見人等が相談できるしくみを考えていく必要があると考えている。

(委員)

市民後見人への継続的なフォローとして、家庭裁判所に半年ごとに報告書を出す以外に、堺市では就任後間もなくと3か月ごとに報告書を出していただき、後見人や被後見人が困っていることや気になることなどの話もしており、市民後見人へのバックアップは手厚く行われている。一方、親族や専門職が後見人になっている場合は、年1回の家庭裁判所への報告だけで、監督機能がある家庭裁判所が確認しているが、財産管理の面が中心にならざるを得ない。

(委員)

後見人に対する法律上の監督は家庭裁判所が行うことになっていて、定期的に報告を確認して、不適切なことがあれば指導したり、最終的に解任する権限もあるというしくみになっているが、多くの事案があるなかで、現実的には個々に細かく支援、指導することは難しい。堺市では、市民後見人には井村委員が言われたように市と三士会でサポートのしくみをつくっているが、専門職の後見人への苦情もたくさんあり、現場レベルでももっときちんとしてほしいと感じることがあるので、これからの課題だと思う。それは市町村が対応すべきことなのか、家庭裁判所の役割なのかも含めて、十分には整理ができていないと思うが、ご本人を支援する現

場の観点では、チームのなかに後見人も入っていただき、不適切なことがあれば意見を言ったり、場合によっては家庭裁判所も巻き込んで正していくことも必要だと思っている。

(委員)

課題⑦では、判断能力が十分ではない人の権利擁護は成年後見制度オンリーというイメージになってしまっており、検討事項としてあげている「幅広い視点での権利擁護」を、実態も含めてもう少し膨らませていく必要がある。懇話会の意見として書かれている「相談機関の情報把握機能や相談員の養成のレベルを高め、支援に差が出ないように」することは非常に大事であり、その人に関わっている福祉職、医療職、地域の人などがチームを組んで関わり続け、後見人の問題を提起することなども、視点として書いていくよう検討してほしい。

(委員)

「相談員の養成のレベル」は、資料1の課題③の「人材の育成」に関わることである。行政では、しっかり育った相談員が異動し、地域のことをわかっている人がいなくなると機能不全で不具合が大きくなるので、育成したものが広く循環するしくみが必要であり、例えば、わかっている人がゼロにならないように異動を工夫するなどのしくみも検討してほしい。

(委員)

追加資料の「協議会」の図は、関係機関がチームに対してバックアップや助言をするというイメージで描かれているが、チームの方から、困ったときに助けを求めるしくみとして、中核機関に相談すれば適切なメンバーを集めて助言や指導をする体制があるとよい。

3. 次期計画の構成イメージ

(資料3について事務局より説明)

[補足事項]

・資料3は、現行計画の構成をある程度踏襲した次期計画の構成イメージの案である。実施プランは例として示したもので、懇話会でのご意見もふまえてまとめていく。

(委員)

ご質問やご意見があればお願いしたい。計画の骨組みはこんな感じということである。議題全体でもいいので、ご質問やご意見はないか。

(委員)

私が所属するNPO法人では、専門職が会員になり、事務局を置いて法人後見の活動を行っている。事務局の職員は担当を持ってずっといっしょに活動しており、究極の市民後見人として育成されていると思うが、そうした資源がありながら、堺市の取り組みに還元できていない。市民後見人養成講座では専門職が話をするが、当法人の事務局職員が関わってきたなかで気づいたことは貴重な体験であり、市民後見人へのアドバイスがいちばんできる立場なのではないか。どのようなかたちがよいかはわからないが、協力させていただくことができれば、いろいろな問題の解決方法も見えてくるのではないかと思う。

(事務局)

参考資料の「地域共生社会推進検討会」の中間とりまとめは、次期計画の大きなテーマになる「地域共生社会」を念頭に置いて検討されてきたものであり、すべてを取り入れるわけではないが、参考に配付させていただいた。

(委員)

中間とりまとめには8050問題なども出ており、今の時代という感じである。

(委員)

中間とりまとめでは、p.1に「つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる」と書かれ、p.4に図が描かれている。これらは、後見についても申立をすれば終わりということではなく、その後も引き続きご本人を中心に支援者が継続的につながる、ということにも重なると思った。

(委員)

検討会ではいろいろなことが話されているが、財源は別問題のようである。

(委員)

資料1の課題②に「どこかの機関が発見したときに」と書かれているが、各機関の守備範囲がわかれば、セーフティネットから漏れる人も見えてくる。さきほど話が出た災害についても、地域の人への広報や啓発を自治会でもどのようにしているかや、民生委員がどのように把握されているかは、個人情報の問題で現場には下りてこない。資料2の課題⑥には「いざというときに支えあえる日常的なつながりと支えあい」と書かれているが具体的ではなく、何が変わるかが見えない。地域福祉のさまざまな担い手がそれぞれのことをしていて連携が取れていないことが課題であり、どこが主導権をもってすすめるかを示さないと、どこもできないのではないか。こうしたことが具体的になれば、地域の人々の安心にもつながると思う。

(事務局)

しくみをだれがどうつくっていくかは、ご意見として伺いたいと思っていたところである。

(委員)

地域包括支援センターは地域づくりを担っているのだから、各センターがいろいろなことをやっているが、地域の人々が定期的に集まる場所をしっかりと作り、毎回、顔をあわせることで、言いたいことが言えたり、誰も関わっていない人が判明したりする。しかし、集める労力が大変なので、行政が「やる」と言ってくれた方がやりやすく、うまくいくと思う。

(委員)

防災については庁内でも横断的な取り組みが行われているが、現場の人には見えないということである。

(事務局)

どのように要支援者一覧表を活用して避難者支援につなげるかが課題となっており、健康福祉局も大きく関わってすすめている。一覧表の作成には民生委員にも関わっていただいているが、避難支援は自治会の自主防災組織にもご協力いただくよう、地域のなかでの話し合いを呼びかけているところである。災害が多発するなかで、行政でも地域でもいろいろな動きが出てきている。

(委員)

私の地域では各町会長が委員となって防災委員会を設置しており、民生委員が要支援者を把握して作成されたリストが提供されているので、各町会で把握してもらって活動している。区の自治推進課がいろいろ動いてくれているので、防災に関する地域のネットワークはできていると思う。

(委員)

そうした動きとあわせて、福祉避難所などでの要支援の人への対応の問題もあると思う。防災についての意見に対しては、何かあれば報告をお願いしたい。